平成２２年（フ）第１９９号
釧路市新富士町２丁目７番３号
債務者　竹内公仁子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４２５号
愛知県豊田市大林町17丁目13番地４　サンシャイン二村301号
債務者　長良　義雄
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
愛媛県八幡浜市広瀬１丁目４番８号
債務者　倭村　　泉
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第３３５１号
横浜市鶴見区寺谷１丁目23番13号　桶田貸家２Ｆ
債務者　潟口　勇人
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３５２号
横浜市鶴見区寺谷１丁目23番13号　桶田貸家２Ｆ
債務者　潟口　清美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９３号
横浜市港北区新羽町1645番地２　ロイヤルパレス新横浜北プレステージ206
債務者　藤川　　恵（旧姓松本・青田）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９１号
神奈川県鎌倉市長谷２丁目７番32号　202
債務者　齊藤千惠子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００３号
神奈川県藤沢市善行１丁目10番地の16　観山荘105号
債務者　本郷　時夫
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００４号
神奈川県藤沢市善行１丁目10番地の16　観山荘105号
債務者　本郷　香代
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８８号
横浜市旭区東希望が丘146番地２　グリーンコーポ東希望ケ丘505号
債務者　市川志津子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８９号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート28棟403号
債務者　村山美紅こと　潘　　美紅
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９０号
横浜市瀬谷区三ツ境89番地27　パラシオン三ツ境205
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０７号
横浜市磯子区森１丁目８番12―503号
債務者　早坂　正子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８８号
千葉県木更津市新田１丁目５番23号
破産者　有限会社藤浪種苗店
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第１８０号
千葉県木更津市文京５丁目２番２号
破産者　有限会社シンアイエステート
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５８５号
兵庫県姫路市花田町加納原田959番地の１
破産者　さくら株式会社
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部